

運営主体



社会福祉法人 **晃和会**

法人本部

秋田市太平八田字藤の崎231-3

事業所

大平荘サービスセンター (秋田市太平八田)
川口サービスセンター (秋田市榎山登町)
ひだまりサービスセンター (秋田市東通仲町)
本道の街サービスセンター (秋田市柳田)

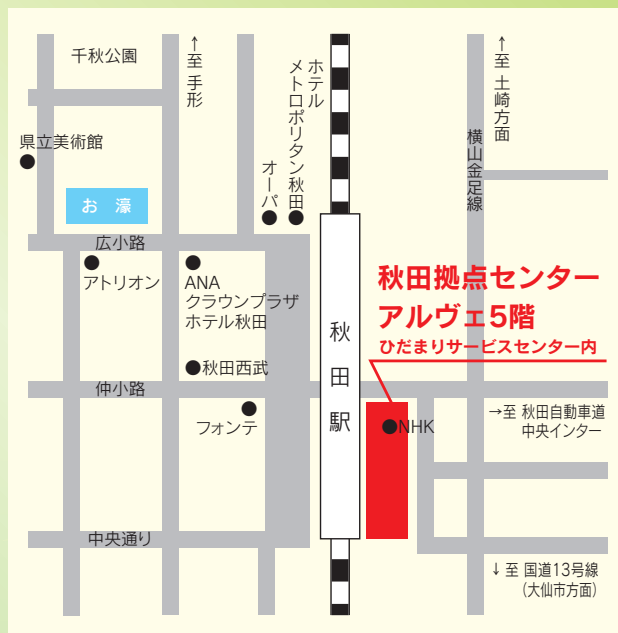
ひだまりサービスセンター

ひだまりサービスセンターでは、デイサービス(高齢、障がい)、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び地域生活定着支援センターの各事業を行なっています。

定着支援センターの運営方針

- 1 常に丁寧で誠意ある態度で接し、対象者の意思や主体性を最大限尊重します。
- 2 対象者の心身の状況、生活歴、福祉利用歴、支援ニーズ、活用できる社会資源等を踏まえて、支援します。
- 3 継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等を利用できるよう配慮します。
- 4 対象者及び関係者のプライバシーの保持に配慮するとともに、業務上知りえた個人情報取り扱いには万全の注意を払います。
- 5 常に公正かつ中立的な姿勢を保ちます。

アクセス



地域生活定着促進事業
秋田県委託事業

秋田県
地域生活
定着支援
センター

お問い合わせ・連絡先

〒010-8506 秋田県秋田市東通仲町4-1
秋田拠点センターアルヴェ5階
ひだまりサービスセンター内

TEL.018-884-1414
FAX.018-884-3456

E-mail akita-teichaku@biscuit.ocn.ne.jp
URL <http://www.kouwakai-akita.org/>

業務時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

(土日祝日及び年末年始は休業となります)

地域社会で
安心して
暮していくために

社会福祉法人 **晃和会**

地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障がい者の方の中には、地域社会に復帰するための支援と上手く繋がらず自立した生活に困難をきたしたために、再び罪を犯してしまい、矯正施設に戻ってしまう方が少なくありませんでした。

秋田県地域生活定着支援センターは、秋田県からの委託を受けて、保護観察所等と協力しながら、そうした方々が地域での生活を歩みだすために必要な福祉サービス等が受けられるよう、支援を行うことによって再犯の防止に繋げ、地域の中で安心して暮らしていけるように支援します。

また、矯正施設の退所者だけではなく、起訴前や、起訴猶予あるいは不起訴となった方、または執行猶予となった方(被疑者・被告人等)への支援も行っております。

業務内容

地域生活定着支援センターは、次に掲げる業務を行います。

1 コーディネート業務 (特別調整・一般調整)

矯正施設(以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。)退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2 フォローアップ業務

矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言を行う。

3 被疑者等支援業務 (令和3年度開始)

被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4 相談支援業務

高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうち、センターが福祉的な支援を必要とする者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から相談があった場合、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5 関係機関との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

- ア) 刑事司法関係機関、行政担当者や地域の福祉事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にする。
- イ) 当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

支援の対象となる方

出口支援
(特別調整・一般調整) 矯正施設を退所した方

被疑者・被告人等支援
起訴前、起訴猶予又は不起訴または執行猶予の方
(見込み含む)

相談支援
司法手続の入口段階の方の支援や、既出所者や家族、事業所から相談等

- ・高齢(概ね65歳以上)または障がいがある
- ・矯正施設を退所後、または身体拘束を解かれた後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受ける必要がある
- ・地域生活定着支援センターの支援を、本人が希望している
- ・個人情報適切な取り扱いに同意している

支援のイメージ

- ➡ 矯正施設出所者等に係る支援(出口支援)
- ➡ 被疑者被告人等支援/入口支援(相談支援のうち、司法手続きの入口段階のもの)

